

業務指示書

ベトナム国都市鉄道技術規準に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年3月25日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年3月30日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉄道技術規準/保守規準に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/技術規準/保守規準/解釈規準）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鉄道技術規準に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 技術規準（運転部門）】

- 1) 類似業務の経験：鉄道運転に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年4月3日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写3部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)
- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
(O) 本業務における直接人件費単価は2015年度単価を上限とします。
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PBX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めて下さい。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。
(VND1 = 0.0056 円 , US\$1 = 119.03 円 , EUR1 = 134.68 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

- (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)
- (O) プrezentationは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期：～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/技術規準/保守規準/解釈規準
技術規準（運転部門）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年4月20日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国都市鉄道技術規準に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/技術規準/保守規準/解釈規準	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 技術規準（運転部門）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナムの首都ハノイ及び南部のホーチミンの二大都市における交通渋滞等の社会問題解決のためには、軌道系公共交通機関の整備が重要であり、両市の整備計画を踏まえて複数の路線の整備プロジェクトが進行中である。これらの路線整備には我が国のみならずフランスや中国等、複数の国が支援を行っており、我が国は、ハノイ1号線(一部建設中)、2号線(計画中)及びホーチミン1号線(建設中)の路線整備に係る支援を円借款にて行っているが、我が国の支援の他国との違いは、都市鉄道の運営組織の設立に係るソフト面での協力も合わせて実施していることが挙げられる。さらに、ベトナム初の都市鉄道の開業に向け、関連法規制の整備のために、現地中央政府に対して鉄道政策アドバイザーとしてJICA専門家による支援も行っている。

建設が進められている路線のうち、ハノイ都市鉄道(2A号線(中国が資金供与)が2015年12月に完成予定)の開業に向けた準備が進められているものの、開業時に必要となる運転関係の技術規準、並びに土木施設、電気施設及び車両の各分野の保守規準、加えて運転及び土木・電気施設、車両の規準に係る解釈規準については、未だ整備が行われていない。我が国が整備を支援している路線も含めた同国の軌道系公共交通機関の開業後の円滑な整備・運営のためには同規準の整備を早急に行うことが必要となっている。なお、過去、JICAでは、2008年から2009年にかけて鉄道にかかる技術規準及び標準策定支援調査を実施しているが、これは土木・電気施設及び車両の各分野の建設にかかる技術規準に焦点を絞ったものである。

こうした背景を受け、ベトナムの総合的な技術規準・保守規準やそれらの解釈規準の将来的な整備に必要な各種情報を明確化するため、今般調査を行うこととなった。

2. 調査対象地域及び相手国関係機関

(1)調査対象地域

ベトナム国ハノイ市及びホーチミン市

(2)相手国関係機関

ベトナム国運輸省鉄道局及び科学技術局

3. 業務の目的

ベトナムの鉄道にかかる総合的な技術・保守規準や解釈規準を策定するにあたり、その課題を明確化すると共に、将来の技術規準・解釈規準制定にあたっての対応案を整理し、提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書および調査資料を作成して機関に提出する。

5. 業務実施上の留意事項

(1) JICA 専門家との協働

現在、JICA ではベトナム運輸省に対して鉄道政策アドバイザーとして専門家による支援を実施中である。本調査で得られた情報を基に、技術規準案が策定され、将来的にはベトナム側で法令化(省令化)することとなるが、同専門家がこれらの手続きに関与することとなるため、本調査を実施するにあたり、現地にて専門家からの助言を受ける等を含めて、調査を実施するにあたり協働すること。

(2) 用語(『技術規準』)の使用

日本では、通常『技術基準』という言葉を使うが、ベトナム語では『技術規準』となることから、本業務では『技術規準』という表現を使用すること。

6. 業務内容

(1) インセプションレポート(IC/R)の作成

- 1) 関連資料の分析・検討を行い、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する(英文)。なお、同レポートには質問項目として下記(3)現在建設・計画中の路線の技術諸元についても含まれることが想定されるが、現時点で想定される項目についてプロポーザルに記載すること。
- 2) 現地調査開始時に JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画等)について先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(2) 鉄道規準監督省庁の体制確認と課題及び対応案の検討

- 1) ベトナムにおいては JICA 専門家と協調して技術ワーキンググループの設置などを行い、日本国内では国土交通省鉄道局等技術基準を担当する者による助言を得るための体制を整備するなど、実施体制の構築を行うことが必要と考えられる。業務を円滑に進める上で、業務開始直後の体制構築を想定しているが、タイミングを含めてプロポーザルにて提案すること。
- 2) 運転に係る技術的要件が規定された鉄道法、今般、草案を作成する技術・保守規準、それらの解釈規準について、それらの体系と規定すべき内容の整理と調整をベトナム政府側の技術規準担当局(科学技術局)及び鉄道担当の原局(鉄道局)

との間で、JICA 専門家と協調して実施する。なお、上記整理・調整のタイミングについては、開始直後、中間、最終段階を想定しているが、対案があれば、プロポーザルにて提案すること。

(3) 現在建設・計画中の路線の技術諸元の確認

- 1) ハノイ 2A 号線、2 号線、3 号線及びホーチミン 1 号線に係る構造物、軌道、電気（信号、通信、電車線など）、車両に係る技術的諸元と保守に係る要件、予定されている運転方式などを調査したうえで、共通する規制事項の抽出を行う。
- 2) 我が国の鉄道に係る技術規準に加えて前述各路線のドナー国の技術規準も参考にしつつ、過去の同様な調査結果を活用しながら規制すべき事項を整理する。

(4) 技術・保守規準及び解釈規準の草案作成に係る課題と対応案の策定

ベトナム政府が事業監督を行う観点から技術規準及び保守規準として規定すべき事項や解釈規準として規定すべき事項についての整理を行う。その結果を踏まえて、将来の技術規準原案を作成する際の資料となる草案を作成する。また、技術規準及び保守規準原案を策定する際の参考資料的位置づけとして、それらの解釈的な規定を列記するような解釈規準草案を作成する。

1) 技術規準

運転に係る技術規準については、ベトナムの国家鉄道向けの法令も参照し、かつ想定する各路線のプロジェクトを踏まえながら、①「車両」と「列車」といった運転独自の用語の定義、②鉄道係員が最低限確保すべき要件、③停車場外を運転する場合に確保すべき列車の状況、④列車間の安全確保、⑤線路閉鎖と列車の危難防止、⑥鉄道信号と運転の関係などの規定は含むこととし、その際には緊急時の運転方式を含めた検討を行うなど、我が国の運転に係る技術基準の対象としている範囲を含める。

2) 保守規準

- ・保守規準の内、構造物と軌道に関しては、ベトナムの国家鉄道向けの法令も参照し、かつ想定する各路線のプロジェクトを踏まえながら、①列車等が所定の速度で運転ができる状態でないことを発見した状況を想定した規定、②新設、修理等を実施した時の試運転、災害時の検査に係る規定、③構造物の保守についての定期検査に係る規定、④軌道の保守について特に特徴的な本線の巡回に係る規定を含むこと。
- ・保守規準の内、電気に関しては、ベトナムの電気に関する法令も参照し、かつ想定する各路線のプロジェクトを踏まえながら、①電力設備、電車線路に係る規定、②信号通信設備に係る規定を含むこと。
- ・保守規準の内、車両に関しては、ベトナムの国家鉄道向けの法令も参照し、かつ

想定する各路線のプロジェクトを踏まえながら、①新製、改造等を実施した時の試運転、故障の疑いのあるもの等の取扱い、②列車検査、定期検査の項目などの規定を含むこと。

・保守規準について共通的要件として、検査等の記録を含めることとする。

・策定する過程で、運転に係る技術規準と保守規準とを比較し、齟齬の無いことを確認する。また、保守規準について、構造物、軌道、電気及び車両の各部門の規準の内容について調整を行う。

3) 解釈規準

・運転に係る解釈規準草案については、技術規準草案の各規定の解釈的要件を出来るだけ具体的に規定する。特に、「列車間の安全確保」に関しては、各路線のプロジェクトに係る保安方式を明確化するよう留意する。

・保守に係る解釈規準草案の内、構造物と軌道に関しては、技術規準草案の各規定の解釈的要件を出来るだけ具体的に規定する。特に、維持管理標準の本文を参照しながらベトナムでの状況を踏まえた事項を抽出するよう留意する。

・保守に係る解釈規準草案の内、電気に関しては、技術規準草案の各規定の解釈的要件を出来るだけ具体的に規定する。特に電気に係る規定は、法令で決まったものが殆ど無いことを踏まえて、日本国内外の鉄道事業者で行われている類似の電気機器に係る保守の状況を参考にしながら、規定すべき事項を検討した上で、解釈規準を整理する。

・保守に係る解釈規準草案の内、車両に関しては、技術規準草案の各規定の解釈的要件を出来るだけ具体的に規定する。特に、定期検査に係る検査項目、周期の規定について含むこと。

(5) ベトナム側関係機関との意見交換会の開催

草案作成途中の技術規準及び保守規準やそれらの解釈規準に係る課題や対応案を提示して、関係者からの意見を聴取する。その際、特に、運転及び保守に係る規定は、都市鉄道の開業に向けて欠かせないことを日本の事例紹介を通して認識してもらうために、日本の学識経験者(1名程度)も含めた形で実施することを想定している。なお、本意見交換会は1週間(移動日を含む)程度、コンサルタントが人選、内容説明等を行い、派遣に係る費用も本契約に含めることとする。詳細についてプロポーザルにて提案すること。

(6) 最終報告書の作成

上記(2)～(5)の内容を含む最終報告書を作成する。特に(4)にて策定する対応案については今後活用が可能となるよう体裁も整えた形とする点、留意すること。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本調査の最終成果品は(4)とする。カッコ内は提出先と内訳を示す。表記のないものは全て JICA を提出先とする。

(1)業務計画書	:和文 3 部
(2)インセプション・レポート	:英文 10 部【JICA 3 部、ベトナム側 7 部】
(3)現地調査結果概要	:和文 8 部
(4)最終報告書	:和文 8 部 :英文 10 部【JICA 3 部、ベトナム側 7 部】

注1)(1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注3)特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は 2015 年 5 月開始、2015 年 11 月完了を目指す。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)

業務量の目処と業務従事者の構成(案)は以下の通り。なお、本業務は上述に記載の通り、課題を抽出した後に対応の整理を行うことになっているため、特に下記に示す保守規準 1~4 の団員については、現地にて必要な情報を収集した後、日本国内での業務遂行が可能と考えられる。従って、現地での作業日数については必要最低限な日数を想定している。

(1)業務量の目処

22.48MM

(2)業務従事者の構成(案)

- 1) 総括／技術規準／保守規準／解釈規準(2号)
- 2) 技術規準(運転部門)(3号)
- 3) 保守規準 1(電気)
- 4) 保守規準 2(鉄道構造物)
- 5) 保守規準 3(軌道)
- 6) 保守規準 4(車両)

注) 調査人月及び業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、理由を付してプロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

参考資料については以下の通り。各資料は次の URL から検索・ダウンロードが可能。
<http://libopac.jica.go.jp/>

- (1)ベトナム国 鉄道に係る技術規準及び標準策定支援事前調査報告書(2007年)
- (2)ベトナム国 鉄道に係る技術規準及び標準策定支援最終報告書(2009年)(和文要約、英文、英文要約、英文別冊)
- (3)ベトナム国 ホーチミン市都市鉄道運営組織設立支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2010年)
- (4)ベトナム国 ホーチミン市都市鉄道運営組織設立支援プロジェクト 業務完了報告書(2013年)
- (5)ベトナム国 ハノイ市都市鉄道規制機関強化及び運営組織設立支援プロジェクト 詳細計画策定調査報告書(2012年)

4. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在ベトナム日本大使館及びJICAベトナム事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在ベトナム日本大使館及びJICAベトナム事務所と常時連絡が取れる体制とし、同大使館及び同事務所の立地するハノイを離れて業務を行う場合には、当地的治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

以上